

帯広市林業成長産業化促進事業補助金

林業事業体が高性能林業機械等を導入する場合の費用を支援します。

帯広市では、林業事業体の体制強化、就業現場の安全性の向上による労働環境の整備を図ることにより、森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化を実現させるため、森林環境譲与税を活用し、高性能林業機械等の整備を進めていきます。

補助要件

対象者

- 帯広市内に事務所等を置く林業事業体（「北海道林業事業体登録制度」に登録のあるもの。）
- 市税に滞納がないこと。

対象事業

- 高性能林業機械等の導入または更新に係る費用。（新品に限る）
フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッド、フォワーダ、
タワーヤダ、スイングヤダ、グラップル、林内作業車、集材用トラック 等
※アタッチメントのみも可
※取り付けに係る経費は補助対象経費外

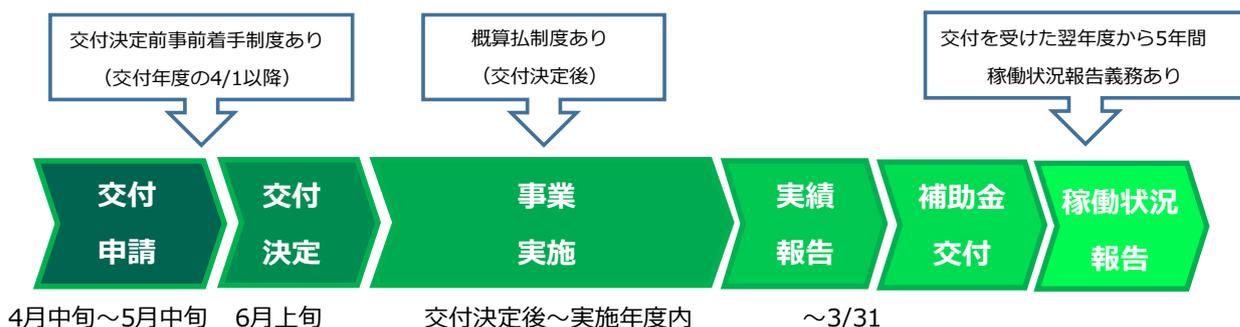
対象経費・補助率

- 高性能林業機械等の導入費用の1/2以内で上限額500万円
※国等の他の補助制度を受けて導入する場合は、補助残額（自己負担額）の1/4以内で
上限額500万円
- 消費税及び地方消費税相当額は対象外
- 2者以上から交付の申請があった場合、補助交付決定額の合計額が予算の範囲を超える
ときは、予算の範囲内で調整する。なお、過去に当補助金の交付を受けた者が交付決定
となった場合には、一度も当補助金の交付を受けていない者を優先させる。

交付要件

- 交付を受けた年度の翌年度から5年間は、導入機械の稼働状況報告を行うこと。
- 導入する林業機械の操作資格を保有する者がいること。
（申請年度内に資格を取得する見込みの場合も可）
- 申請年度内に少なくとも1回は帯広市内の山林で作業すること。（作業量、山林の所管、
受託形式問わない。）ただし、機械の納期により申請年度内の導入機械による作業が
行えない場合は、変更承認を受けた場合に限り、翌年度内の作業も可とする。

申請から交付までの流れ



問合せ先：帯広市農政部農政室農村振興課林業振興係
TEL 65-4173（直通）